

# 熊本県訪問看護ステーション管理者会会則

## 目的

この会は管理者として自己研鑽と資質の向上を図ると共に  
管理者間の連携強化に努め、訪問看護の事業発展に寄与す  
ることを目的とする

## 目標

1. 情報交換、学習、研修、研究活動を行う
2. 訪問看護ステーションの広報活動を行う
3. 訪問看護ステーションのリスクマネジメントを行う  
(感染・医療事故・災害 等)
4. 地域包括ケアシステムの構築に貢献する

## 会則

1. 会に次の役員をおく  
代表 1名 副代表 2名 (1名は熊本市より選出)  
理事 2名 (看護協会推薦)  
各ブロック代表 (7名)
2. 役員は管理者の中から互選され、任期は1年とする。  
代表と熊本市副代表の任期は3年とし、各役員は再任 (3回) されることが  
できる。  
ただし代表が必要と認めた場合、特別委員会を設置することが出来る。人選  
及び任期については、役員承認のもとに決定する。
3. 開催日: 全体会議  
年2回 3月と8月 (場合によってはずれることもある)  
(基本) 開催月の土曜日とし日程は代表・市副代表の協議の上決め通知する  
時間 10:30~12:30  
場所 適宜案内
4. 会議及び従事者研修会の役割と担当はブロックの持ち回りとする
5. 年1回訪問看護従事者研修会を施行する
6. 活動内容は、熊本県訪問看護ステーション連絡協議会会長に代表が報告する
7. 事務局を熊本県医師会におく

この会則は平成8年8月17日から施行する

- 附則 この会則は平成27年4月1日から施行する  
附則 この会則は平成29年4月1日から施行する  
附則 この会則は令和2年4月1日から施行する  
附則 この会則は令和4年4月1日から施行する

## <役員役割>

令和4年4月1日改定

### <代表>

1. 管理者会等の円滑な運営を図る
2. 代表としての活動と会員への報告を行う
3. 会員からの意見活動等を連絡協議会理事会へ報告する
4. 連絡協議会理事会の意向、決定を会員へ周知する
5. 災害時等は、役員を招集し本部機能を立ち上げ、会員の被災状況を把握するとともに関係機関と連携し動く

### <副代表>（第一 熊本市 、第二 ブロック）

1. 第一副代表は代表と協議の上、管理者会議の日程及び内容を決め、各ブロック代表に通知する
2. 会議の司会（第一）、書記（第二）を務める
3. 代表の依頼業務を行う
4. 第一、第二が相互に補佐を行う
5. 災害時等は代表を補佐するとともに、代表が動けない場合はこれにかわる

### <ブロック代表>

1. 代表及び副代表からの連絡事項等を会員へ通達する
2. ブロック内の勉強会等を運営する
3. 会員の意見等をまとめ、必要があれば代表に報告する
4. 開設、閉鎖・休止のステーションを把握し、協議会への入会を紹介する
5. 災害時等は、災害委員と共に会員の被災状況を把握し、いち早く代表等へ報告し連携する

# 熊本県訪問看護ステーション連絡協議会

## ブロック会費規約

### <利用の目的>

訪問看護の広報や看護師の掘り起し活動、質の向上等に生かせる教材や物品の購入(管理は事務局または代表)、または研修会や勉強会、親睦等の活動費とする

1) 毎年 3 月に次年度ブロック代表へ手渡し

各ブロック=1 万円(熊本市 3 万円)

2) 管理者会議でブロックの年間活動報告を行う

3) ホームページにブロック活動状況をアップする

コラム・写真等 8 月、3 月を予定

\* この規約は 2019 年 4 月から施行する